

スマート生産方式 SOP
「スマート農業技術導入・運用手順書」作成研究
に関するQ & A

令和7年12月26日

目次

【全般】	6
問 1－1 本事業の目的はなにか。	6
問 1－2 「スマート農業技術導入・運用手順書」とは、どのようなものを想定しているのか。農研機構が作成・公表している SOP と同じ位置付けのものか。	6
問 1－3 スマート農業実証プロジェクトとの違いはなにか。	6
問 1－4 本事業の実施体制はどのようになるのか。	6
問 1－5 何件採択する予定なのか。	7
問 1－6 本事業と農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）との関係いかん。	7
問 1－7 開発供給実施計画とは何か。	7
問 1－8 開発供給実施計画の認定にはどの程度の期間を要するのか。	7
【研究実施主体（研究コンソーシアム）の体制】	8
問 2－1 研究代表者は、研究者である必要はあるか。	8
問 2－2 必須構成員である「公的試験研究機関又は大学」とは、どのような者を想定しているのか。	8
問 2－3 必須構成員である「技術開発メーカー等」とは、どのような者を想定しているのか。	8
問 2－4 「技術開発メーカー等」として、「開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者」が位置付けられているが、どのような者を想定しているのか。	8
問 2－5 「開発供給実施計画の認定申請に当たり、農林水産省研究推進課への事前相談を終了していること」をどのように確認できるのか。	8
問 2－6 「技術開発メーカー等」として、研究コンソーシアムに参画する場合、開発供給実施計画の申請を行った（行う）全ての者が、参画する必要があるのか。	9
問 2－7 「スマート農業技術活用サービス事業者等」とは、どのような者を想定しているのか。	9
問 2－8 「生産者又は生産者の組織する団体」とはどのような者を想定しているのか。	9
問 2－9 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。	9
問 2－10 部会や生産団体が参画する場合、その全ての農業者が参画する必要があるか。	9
問 2－11 「生産者又は生産者の組織する団体」の要件として、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定の有無は求められないか。	10
問 2－12 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。	10
問 2－13 予算管理を外部に委託することは可能か。	10
問 2－14 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。	10
問 2－15 代表機関に代わって構成員が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。	10
問 2－16 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約す	

る形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。	11
問 2-17 応募時に研究コンソーシアムを設立している必要があるか。	11
問 2-18 研究費を受け取らずに研究コンソーシアムに参画することは可能か。可能な場合、提案書に記載する必要があるか。	11
問 2-19 海外の機関も研究コンソーシアムに参画することは可能か。	11
問 2-20 導入するスマート農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要があるのか。	12
問 2-21 農研機構がコンソーシアムの構成員となることはあるのか。	12
問 2-22 構成員のエフォートの下限はあるか。	12
問 2-23 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。	12
問 2-24 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（代表機関を含む。）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いいかん。	12
問 2-25 採択された場合、委託契約を農研機構と研究代表機関が締結するまでに、代表機関は研究コンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育及び公的研究費の適正使用にかかる研修を実施した旨の「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育及び研修を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。	13
問 2-26 研究費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行う場合であっても、「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」を提出する必要があるか。	13
問 2-27 公募要領 17において、研究インテグリティを自律的に確保することが重要とされているが、具体的にどのようなことを行うことが求められるのか。	13
【事業内容について】	15
問 3-1 「スマート農業技術導入・運用手順書」には、どのような内容を位置付ける必要があるのか。	15
問 3-2 「スマート農業技術導入・運用手順書」の必須項目として「労働生産性（5%以上）の検証」とあるが、「5%」としている根拠は何か。	16
問 3-3 導入しようとする「スマート農業技術等（コア技術等）」が「実装前」であることを、誰がどのように判断するのか。	16
問 3-4 導入するスマート農業技術については、全て開発供給実施計画の認定を取得する必要があるのか。	16
問 3-5 本事業において研究対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取組についても本事業の対象となるのか。	16
問 3-6 「新たな生産方式の導入」とはどのような取組を想定しているのか。	17
問 3-7 検証を行うほ場等の規模に要件はあるのか。経営面積の全てで行う必要があるのか。	17
問 3-8 検証する項目や項目数について、指定はあるか。	17
問 3-9 1つの研究コンソーシアムで複数の作目を研究してもよいか。	17
問 3-10 生産者の営農活動にどのような制約がかかるのか。	17
問 3-11 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。	18

問3－12 新たな生産方式の導入に伴い、収量が減少した場合、研究費から収入補填をすることはできるか。	18
問3－13 「サービス事業者等を介した技術の運用方法」について、具体的にどのような検証内容を想定しているのか。	18
問3－14 「スマート農業技術導入・運用手順書」の作成と併せて、アウトリーチ活動についても実施する必要があるのか。	18
問3－15 本事業の中で、スマート農業技術の開発を行うことは可能か。	18
問3－16 研究対象作物の作期の関係上、年度内に「スマート農業技術導入・運用手順書」をとりまとめることが難しいが、年度単位の研究実施は必須となるのか。	19
【研究費の対象等について】	20
問4－1 委託契約締結前の取組も研究費の対象となるか。	20
問4－2 研究費の対象となる人件費は具体的に何か。	20
問4－3 都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。	20
問4－4 複数の企業や大学が参画して研究の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。	20
問4－5 補助員であっても研究の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。	20
問4－6 市販化されている機械を導入する場合も、研究費の対象となるか。	20
問4－7 2年目に新たに機械を導入することは可能か。	21
問4－8 スマート農業機械以外の機器（例：スマート農業機械の運搬用トラック等）について、研究に必要不可欠なものは、レンタル、リースでの調達が認められるか。	21
問4－9 機械の安全走行など、研究に伴うリスクに備えるための経費は計上可能か。	21
問4－10 システムの導入費や改良費は、研究費の対象となるか。	21
問4－11 自社製品を基に改造を加えるが、どのように予算計上すれば良いか。	22
問4－12 共同研究機関（研究コンソーシアム）以外のメーカーから機械を購入する場合、利益排除は必要か。	22
問4－13 研究費を用いて園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。	22
問4－14 既存設備等の改良・改造は、研究費の対象となるのか。	22
問4－15 事業を行うための土地改良に係る経費は、研究費の対象となるか。	22
問4－16 研究で必要となる農業生産費は、研究費の対象となるのか。	22
問4－17 機械収穫に適した品種への転換に伴い発生する種苗費を研究費に計上することはできるか。	23
問4－18 研究課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。	23
問4－19 新たな生産方式の導入に伴う経営上のリスクに対応するため、生産者への収入補填を研究費に計上することは可能か。	23
問4－20 採択された場合、研究費はいつ支給されるのか。（概算払はあるのか。）	23
問4－21 一般管理費は試験研究費の15%以内となっているが、これは研究コンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。	23
問4－22 一般管理費は税込みで15%までか。	24
問4－23 資金の流れ（会計報告等の事務手続）はどうなるのか。	24

問 4-24 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。	24
【事業への応募について】	25
問 5-1 「スマート農業技術開発・供給加速化対策」の他事業と重複して応募することは可能か。	25
問 5-2 公募対象の研究テーマに合致しない研究は応募できないということか。	25
問 5-3 公募要領「3 研究内容・目標」において、「生産工程全体に係る労働時間の削減目標」を設定する必要があるが、生産工程全体とは、どこからどこまでの工程を指すのか。	25
問 5-4 スマート農業技術を導入する経営体において、既に様々な取組を通じて労働時間の削減が図られている場合、労働時間が大きく削減されるような目標値を設定することが困難だが、現状値は、どのように設定すればよいか。	25
問 5-5 申請時までに、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。	25
問 5-6 e-Rad は研究に参画する者全員が登録する必要があるのか。	25
問 5-7 生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。	26
問 5-8 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。	26
問 5-9 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には、応募申請できないのか。	26
問 5-10 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。	27
問 5-11 新たに研究コンソーシアムを組織する場合には、当該コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。	27
問 5-12 e-Rad において応募する際に、提出が必要な書類は何か。	27
【審査・採択・契約について】	28
問 6-1 審査から採択までどのようなスケジュールか。	28
問 6-2 審査の加点項目となっている「将来像が明確化された地域計画」とは、どのような地域計画を指すのか。	28
問 6-3 研究課題の委託契約は誰と誰が行うのか。	28
問 6-4 農研機構や専門 PO からの指導には必ず従わなければならないのか。	28
【事業終了後について】	30
問 7-1 本事業で得られた成果の所有権（特許権等）はどこにあるのか。	30
問 7-2 本事業によりとりまとめた「スマート農業技術導入・運用手順書」は、農研機構とコンソーシアムとの共同成果となるのか。	30
問 7-3 目標が達成できない場合は、研究費を返還しなければならないのか。	30
問 7-4 事業終了後、本事業により導入した機械の取扱いはどのようになるのか。	30
問 7-5 作成した「スマート農業技術導入・運用手順書」について、研究終了後、技術の改善や新たな知見の蓄積等があった場合に、更新する必要はあるのか。	30

【全般】

問 1－1 本事業の目的はなにか。

本事業は、スマート農業技術の広範な産地での導入を促進するため、

- ① スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系等（飼養管理体系を含む。）
- ② サービス事業者等を介した技術の運用方法

を「主要な営農類型×主要な技術体系」ごとに検証し、標準化する（「スマート農業技術導入・運用手順書」をとりまとめる）ことを目的としています。

問 1－2 「スマート農業技術導入・運用手順書」とは、どのようなものを想定しているのか。農研機構が作成・公表しているSOPと同じ位置付けのものか。

本事業により作成する「スマート農業技術の導入・運用手順書」は、スマート農業技術の導入手順のみならず、その導入効果を高めるための新たな生産方式の導入方法や、スマート農業技術の効率的な運用方法を検証し、これまで技術導入の難易度やコスト面から進展しにくかったスマート農業技術の着実な現場導入を促すことを目的に作成するものです。

他方、農研機構では、自ら開発した個別技術・品種が広く活用されるよう、農業者や指導機関等に向け、導入メリット、実際に利用する際の作業内容や手順、具体的な実施例等を内容とする標準作業手順書を作成し、公表しています。

このように、両者は、目的、内容とも異なる位置付けのものとなります。

問 1－3 スマート農業実証プロジェクトとの違いはなにか。

スマート農業実証プロジェクトでは、市販化されている技術を生産現場へ導入し、その効果を検証することを目的に実施してきました。

一方、本事業では、広く実装される前のスマート農業技術・機械（コア技術等）を中心に、これら技術等の導入効果の着実な発揮に必要な技術も組み合わせ、新たな生産方式の導入を伴う技術体系等（効率性と収益性を両立し得る技術体系等）や、これらの技術等を持続的に利用していくために必要となるサービス事業者等による技術の運用方法を検証し、標準化することを目的に実施します。

このように、両者は、取組目的、取り扱う技術のフェーズ等が異なる位置付けとなります。

問 1－4 本事業の実施体制はどのようになるのか。

農林水産省が設置する運営管理委員会において、公募対象とする研究テーマの設定や採択課題の決定等を行います。

本事業の実施主体である農研機構では、研究実施主体との間で研究委託契約を締結するとともに、研究の進捗管理等を実施します。具体的には、提案書の審査や各コンソーシアムの研究

内容を評価する機関を外部に設置するとともに、体系事務局及び専門P.O等を設置し各研究実施主体に対する伴走支援体制を整備することとしています。

問1－5 何件採択する予定なのか。

令和7年度補正予算として措置された9億円のうち、昨年度採択課題の後年度負担分及び事業執行に必要な事務的経費を除いた予算の範囲内で、提案内容を踏まえ、研究課題を採択することとしております。採択件数については、あらかじめ設定していません。

問1－6 本事業と農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(スマート農業技術活用促進法)との関係いかん。

本事業では、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿ったスマート農業技術の開発・供給の取組を促進することとしております。

このため、これら技術の生産現場への導入に係る取組を研究対象とし、スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定者又は認定を受けることが確実な者を含めた研究実施主体の組織を事業実施の要件としています。(関連問2－3、問2－4)

問1－7 開発供給実施計画とは何か。

スマート農業技術活用促進法に基づき創設された認定制度の一つです。農機メーカー等が作成するスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画を、農林水産大臣が認定することにより、金融・税制上の特例措置を受けることが可能となります。

詳細は、農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu.html>)をご覧ください。

問1－8 開発供給実施計画の認定にはどの程度の期間を要するのか。

特例措置の活用希望の有無や申請内容等によって異なりますが、通常は、申請から認定まで1～2か月程度要しますので、事前相談も含め、早めに御検討をお願いいたします。

【研究実施主体（研究コンソーシアム）の体制】

問2－1 研究代表者は、研究者である必要はあるか。

公募要領4の（2）の「② 代表機関の資格要件」に該当する者であれば、必ずしも研究者でなくとも構いません。ただし、日常的に農研機構等から連絡を受けることが可能な者であり、研究コンソーシアムの構成員間の連絡調整を確実に遂行できる者を選任してください。

問2－2 必須構成員である「公的試験研究機関又は大学」とは、どのような者を想定しているのか。

「公的試験研究機関又は大学」には、産地における技術の検証方法等の設計、データの整理や検証・評価を担っていただくことになります。

具体的には、農研機構や都道府県の農業試験場、大学（作物の栽培技術等を専攻する学部）を想定しています。

問2－3 必須構成員である「技術開発メーカー等」とは、どのような者を想定しているのか。

「技術開発メーカー等」には、生産現場に導入するコア技術等を供給し、検証結果を踏まえて技術の改良や最適化の取組を担っていただくことになります。

具体的には、スマート農業技術活用促進法に基づく、開発供給実施計画認定者又は開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者としております。なお、開発供給実施計画の申請主体は、技術開発メーカーのみならず、大学や公設試験研究機関、スタートアップ、サービス事業者等が対象となり得ることから、「技術開発メーカー等」としています。

問2－4 「技術開発メーカー等」として、「開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者」が位置付けられているが、どのような者を想定しているのか。

「開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者」とは、次に掲げる事項を全て満たす者を指します。

- ① 採択決定通知日までに、開発供給実施計画の認定申請に当たり、農林水産省研究推進課への事前相談を終了していること。（注：このためには、開発供給実施計画の申請様式に必要事項を記入の上、遅くとも令和8年1月30日までには事前相談を開始していただく必要があります。）
- ② 本事業への提案内容が開発供給実施計画の内容に合致していること。
- ③ 初年度の委託契約終了日までに、実際に認定を取得すること。

問2－5 「開発供給実施計画の認定申請に当たり、農林水産省研究推進課への事前相談を終了していること」をどのように確認できるのか。

開発供給実施計画の計画内容の確認等を経て、認定可能な内容である場合には、その旨、研究推進課から個別に御連絡します。なお、内容が不十分である場合には、内容の修正等をお願いすることになりますので、本事業の応募を予定している事業者におかれましては、早めに御相談いただきますようお願いします。

問2－6 「技術開発メーカー等」として、研究コンソーシアムに参画する場合、開発供給実施計画の申請を行った（行う）全ての者が、参画する必要があるのか。

開発供給実施計画に位置付けた技術を産地に導入し、検証した結果、当該技術の改良等が必要になるケースも考えられることから、開発供給実施計画の申請を行った（行う）者全ての者が、研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。

問2－7 「スマート農業技術活用サービス事業者等」とは、どのような者を想定しているのか。

「スマート農業技術活用サービス事業者等」とは、スマート農業技術等の導入に係る支援サービス事業を展開する者のみならず、広く実装される前のスマート農業技術等を現地で導入するに当たり、メンテナンス対応等のアフターサービスを担う者も指します。

具体的には、農業者等に代わって農作業を請け負うサービスやスマート農業機械を供給するサービスを提供する者や、農業機械の販売事業者等を想定しています。

問2－8 「生産者又は生産者の組織する団体」とはどのような者を想定しているのか。

「生産者又は生産者の組織する団体」とは、生産現場において実際にスマート農業技術等を取り入れ、新たな生産方式を導入する者を指します。特定の者のみならず、同じ地域の複数の生産者や、気象条件等が異なる複数の地域の生産者を構成員とすることも可能です。

問2－9 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

部会や生産団体等の法人化されていない組織で参画することも可能です。ただし、研究コンソーシアム内において、代表機関との間で契約を締結する者は、個人又は法人が原則となりますので、御留意ください。

なお、代表機関については、法人である必要があります。

問2－10 部会や生産団体が参画する場合、その全ての農業者が参画する必要があるか。

全ての農業者が参画する必要はありませんが、研究を行うほ場（慣行区と検証区）として、研究対象範囲等の位置付けを明確にしてください。

なお、本事業は、地域の生産者に類似の機械を一律に導入するものではありませんので、御留意ください。

問2-11 「生産者又は生産者の組織する団体」の要件として、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定の有無は求められないか。

生産方式革新実施計画の認定の有無については、コンソーシアムの構成員要件として設定していません。ただし、認定者又は認定を受けることが確実な者が研究コンソーシアムに参画する場合には、提案書の審査において加点の対象としています。

問2-12 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。

代表機関のみで構いません。採択後に速やかに提出出来るよう、事前の準備をお願いします。

問2-13 予算管理を外部に委託することは可能か。

研究コンソーシアム内に、構成員へ資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている機関等が存在しない場合など、特段の事情があると判断される場合のみ、代表機関に代え、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）をコンソーシアム内に設け、その機関が資金配分等に係る事務を行うことができます。また、こうした研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても研究費の対象となります。

（例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、研究管理運営機関の設置を認めることができます。）

問2-14 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は研究管理運営機関とする必要があるか。

代表機関に経理事務処理体制が整っておらずとも、経理事務体制が整っている研究コンソーシアム構成員がいるのであれば、当該構成員を研究管理運営機関として位置付け、経理関係業務を行うことができます。

問2-15 代表機関に代わって構成員が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。

提案書1. (5) ②「コンソーシアムの構成機関」及び提案書5. (4)「参画機関の概要」の「研究管理運営機関」の欄に経理事務を担う構成員を記載してください。

また、提案書様式4「経理事務体制」において、経理事務を担う構成員における経理執行体制について記載してください。

提案書のほか、コンソーシアムを設立する際に、規約、協定書等で経理事務を担当する構成員の担当者を指定してください。

問2-16 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

変更契約手続を行うことになりますので、必要な書類を提出いただくことになります。契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

問2-17 応募時に研究コンソーシアムを設立している必要があるか。

応募時に研究コンソーシアムを設立している必要はありませんが、代表機関が明確になっている必要があります。研究コンソーシアムの構成員については、応募時に同意書などの書面は不要ですが、口頭やメール等でも構いませんので、共同で研究を行うことについて、同意を得てください。

採択された場合、契約締結時（令和8年4月以降）までに研究コンソーシアムを設立していただく必要があります。設立が遅れると、委託契約の締結並びに早期の予算執行及び研究開始に支障が出ますので、可能な限り早期に研究コンソーシアムを設立してください。

なお、応募時と契約時とで、研究コンソーシアムの構成員の変更により、著しく研究に支障が生じる恐れがある場合には、採択を取り消すことがあります。

問2-18 研究費を受け取らずに研究コンソーシアムに参画することは可能か。可能な場合、提案書に記載する必要があるか。

研究費を受け取らない共同研究機関でも研究コンソーシアムへの参画は可能です。研究課題を的確かつ着実に推進するために必要な共同研究機関が研究費を受け取らない場合であっても、提案書に研究コンソーシアム内での役割等を明記し、必ずコンソーシアムメンバーとしてください。本事業では、協力機関等としての参画は認めておりません。

問2-19 海外の機関も研究コンソーシアムに参画することは可能か。

研究課題の遂行に必要な能力を有しており、当該機関の同意が得られれば、海外の機関や企業と研究コンソーシアムを構成することは可能です。ただし、日本国内の研究開発拠点において研究を行う必要があります。具体的には個別にご相談ください。

なお、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性と

ともに、所属機関及び農研機構等に対して必要な情報の適切な報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行ってください。

問2-20 導入するスマート農業機械等のメーカー全てがコンソーシアムの構成員になる必要があるのか。

その必要はありません。

問2-21 農研機構がコンソーシアムの構成員となることはあるのか。

農研機構もコンソーシアムの構成員となることがあります。

ただし、提案書の審査は、外部機関が設置した審査委員会において実施しますので、農研機構が参画するコンソーシアムも他のコンソーシアムと同等に取り扱われます。（農研機構の参画により、採択に当たって有利になることはありません。）

問2-22 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートの下限は設けていませんが、コンソーシアムとしてデータの収集や検証等に適切に対応できる体制を整備してください。

問2-23 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

特に制限はありません。当該自治体の財政ルールに従ってください。

（例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上で研究コンソーシアムとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を研究コンソーシアム内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。）

問2-24 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（代表機関を含む。）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いいかん。

代表機関の要件として「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること」が定められていることから、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が必要と考えます。これらが無い場合は、農研機構との契約締結までに策定していただく必要があります。

代表機関以外の参画機関についても、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が用意されている方が望ましいと考えます。

また、研究コンソーシアムとして、知的財産等に係る事務管理を行う上で、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等は不可欠と考えられますので、研究コンソーシアム設立時にこれらを策定する必要があります。

問2-25 採択された場合、委託契約を農研機構と研究代表機関が締結するまでに、代表機関は研究コンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育及び公的研究費の適正使用にかかる研修を実施した旨の「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育及び研修を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。

研究倫理教育及び公的研究費の適正な使用にかかる研修の参考となる下記のウェブサイトを御参照ください。なお、構成員である生産者も「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」の提出を契約締結までにお願いします。

- 研究倫理eラーニングコース（日本学術振興会）<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>
- 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」
https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf
- 農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年4月1日改正）」
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>
- 研究費の不正使用等防止計画（令和7年4月1日改定）
https://www.naro.go.jp/public_information/files/abuse_prevention20250401.pdf

問2-26 研究費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行う場合であっても、「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」を提出する必要があるか。

研究費を受けているかどうかに関わらず、コンソーシアムに参画する全ての機関において研究倫理教育及び公的研究費の適正な使用にかかる研修を実施していただき、「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」を提出していただく必要があります。

問2-27 公募要領17において、研究インテグリティを自律的に確保することが重要とされているが、具体的にどのようなことを行うことが求められるのか。

具体的には、

- ・ 研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくとともに、所属機関及び農研機構等に対する必要な情報の適切な報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）や
- ・ 大学、研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ、関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活

動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行ってください。

【事業内容について】

問3－1 「スマート農業技術導入・運用手順書」には、どのような内容を位置付ける必要があるのか。

現時点で想定している内容は、次のとおりです。なお、今後、事業を執行していく過程で変更・追加となる可能性があることを御了承ください。

1. 産地（生産者）が抱える課題とスマート農業技術の導入目的
 - ・産地（生産者）が抱える課題
 - ・スマート農業技術の導入目的
(選定理由、当該技術の導入により目指すべき姿)
2. 導入するスマート農業技術と新たな栽培体系等の概要
 - ・導入するスマート農業技術の概要
(特徴・導入コスト等)
 - ・新たな栽培体系等の概要
(既存の栽培体系等との比較、検証項目設定の考え方)
3. 取組体制
 - ・関係者の役割分担
(技術の運用段階における関係機関の役割分担(特に、スマート農業機械等の保有形態))
 - ・技術導入先の経営概要
(労働力構成、経営面積、主な機械装備等)
4. スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系等の検証結果
 - ・あらかじめ設定した検証項目ごとに、次の内容を整理。
(慣行区との比較によるデータの提示・分析)
 - 検証目的
 - 作業・栽培条件/条件設定の考え方
 - 検証ほ場の特徴
 - 検証データ
 - 検証結果
 - 留意事項(適用条件等)
 - ・新たな栽培体系等の導入のポイント
5. サービス事業者等を介した技術の運用方法の検証結果
 - ・あらかじめ設定した検証項目ごとに、次の内容を整理。
 - 検証目的
 - 条件/条件設定の考え方
 - 検証データ
 - 検証結果
 - 留意事項(適用条件等)
 - ・技術の運用方法のポイント
6. 導入効果(技術導入後の効果分析)
 - ・費用対効果の分析「技術導入による効果の金銭評価(単位面積当たりの作業時間削減、

単収増加、資材使用量削減等) 一技術導入費用 (単位面積当たりの減価償却費、生産方式の転換に伴って生じた費用)」

- ・単位面積当たりの労働生産性の分析「付加価値額 (営業利益+人件費+減価償却費) / 総労働時間又は労働人数」(5%以上の向上)

7. 関連情報

- ・参考資料
- ・用語解説
- ・問い合わせ先

問3-2 「スマート農業技術導入・運用手順書」の必須項目として「労働生産性（5%以上の向上）の検証」とあるが、「5%」としている根拠は何か。

スマート農業技術活用促進法における生産方式革新実施計画の目標として、「計画全体で農業の労働生産性（付加価値額を労働投入量で除したものをいう。）の5%以上向上させる目標を設定すること」としています。「スマート農業技術導入・運用手順書」は、他産地において、新たな生産方式の導入を含む類似の取組を行う際に参考にしていただくものとなりますので、この労働生産性の観点についても位置付けています。

問3-3 導入しようとする「スマート農業技術等（コア技術等）」が「実装前」であることを、誰がどのように判断するのか。

提案書において、実装前である技術である根拠を記載いただくとともに、必要に応じて関連資料を添付してください。「実装前」である技術とは、商用ベース（テスト販売等を除く。）で複数の産地において販売・普及していない技術を想定しており、提案書の内容等を基に、事業の趣旨に合致した内容か否かを審査委員会において判断します。

問3-4 導入するスマート農業技術については、全て開発供給実施計画の認定を取得する必要があるのか。

導入する全てのスマート農業技術について、開発供給実施計画の認定をとっていただく必要があります。導入するスマート農業技術のうちコア技術（複数のコア技術がある場合は、いずれか一つのみで可）について、開発供給実施計画の認定を取得していただく必要があります。

問3-5 本事業において研究対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取組についても本事業の対象となるのか。

スマート農業技術等を活用して行う農産物の生産（農産物が出荷されるまでに行われる一連の行為を含む。）に係る取組を対象とします。

問3－6 「新たな生産方式の導入」とはどのような取組を想定しているのか。

以下の3つを想定しています。

- ① スマート農業技術を活用した作業効率の向上に資するほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等の導入
- ② スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した農産物の出荷方法の導入
- ③ スマート農業技術で得られるデータの共有等を通じた有効な活用方法の導入

問3－7 検証を行うほ場等の規模に要件はあるのか。経営面積の全てで行う必要があるのか。

規模要件は設定していませんので、研究対象作物や検証内容等を踏まえ、適切な規模を設定してください。経営面積の全てで行う必要はありません。

また、検証に当たっては、必ず、慣行区と検証区を設定してください。

問3－8 検証する項目や項目数について、指定はあるか。

検証する項目や内容については、指定はありません。スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系等やサービス事業者等を介した技術の運用方法の確立に必要な検証項目・内容を設定の上、提案書に明記してください。

なお、これらの検証項目・検証内容は、提案書の審査に当たり、最も重視する項目となります。

問3－9 1つの研究コンソーシアムで複数の作目を研究してもよいか。

複合経営による場合など、提案の内容によってはあり得ると考えられます。

問3－10 生産者の営農活動にどのような制約がかかるのか。

本事業において、生産者の営農活動に特段の制約はありません。研究計画に沿って栽培体系等の確立に向けた営農活動に取り組んでください。

なお、通常の営農活動に加え、関連データの収集や新たなスマート農業技術等の導入に伴い必要となる工程等、追加で負担いただく作業が出てきますので、事前に研究コンソーシアム内で作業内容の検討や対応方針の確認等をお願いします。

問3－11 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。

生産された農産物は農業者に帰属し、販売収入も農業者のものとなります。販売先や価格設定についても、農業者の判断で行っていただいて構いません。

問3－12 新たな生産方式の導入に伴い、収量が減少した場合、研究費から収入補填をすることはできるか。

収入補填に係る経費を計上することはできません。

問3－13 「サービス事業者等を介した技術の運用方法」について、具体的にどのような検証内容を想定しているのか。

スマート農業技術等を持続的に利用していくための方法について検証することとしています。具体的には、次のとおりです。

- ・ 複数の者で共同利用する場合：利用調整方法・調整主体、運搬方法、利用費の設定、共同利用可能な範囲等
- ・ サービス事業者等外部が請け負う場合：サービス供給主体、利用調整方法、利用費の設定、サービス提供可能な規模等
- ・ 特定の経営体が導入する場合：採算がとれる稼働面積、メンテナンス方法・対応者等

問3－14 「スマート農業技術導入・運用手順書」の作成と併せて、アウトリーチ活動についても実施する必要があるのか。

取組内容や成果の情報発信及び視察の受入れは積極的に行ってください。なお、これらの取組内容については、提案書の審査項目として位置付けています。

問3－15 本事業の中で、スマート農業技術の開発を行うことは可能か。

本事業では、スマート農業技術等を生産現場に導入し、その導入効果を最大化する栽培体系等を検証することとしているため、本事業では、新たなスマート農業技術を開発する取組は対象外としております。本事業の中で取り扱う技術については、生産現場に導入し、検証することが可能な段階にあるものとなります。

なお、スマート農業技術等の生産現場での検証結果を踏まえた技術等の改良や、技術等の運用方法等を確立する上で必要となるシステムの開発については、本事業の対象となります。

問3－16 研究対象作物の作期の関係上、年度内に「スマート農業技術導入・運用手順書」をとりまとめることが難しいが、年度単位の研究実施は必須となるのか。

原則、年度単位での研究委託契約となります。

ただし、2年目の契約期間については、研究対象作物の作期等を踏まえて手順書のとりまとめ期間を考慮し、農研機構が示した期間まで契約期間の延長を可能とします。

【研究費の対象等について】

問 4－1 委託契約締結前の取組も研究費の対象となるか。

委託契約締結日よりも前に実施した研究に係る経費については、計上はできません。

ただし、委託期間開始日は、委託契約締結日以前の日付とすることが可能です。具体的には、農研機構が受理した実施計画書の提出日の2ヶ月前（ただし、採択通知日以降の日付）までの間で農研機構が指定する日付となります。委託期間開始日から委託契約締結日の間に実施した研究に係る経費については、計上することができます。

問 4－2 研究費の対象となる人件費は具体的に何か。

以下のとおりです。

人件費：研究に直接従事する研究代表者や構成員、臨時に雇用する者等の給与、諸手当、法定福利費等を含みます。利益排除した額で計上することとし、本研究に必要な最大能力が大学教授並と考えることから、費用の上限は大学教授並（時間：8千円、日：64千円）とします。

賃金：研究補助員（アルバイト、パート）の賃金、諸手当、法定福利費等を含みます。
なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できることが必要です。

問 4－3 都道府県の試験研究機関等がコンソーシアムに参画する場合、人件費は対象となるか。

公務員の人件費は対象となりません。

問 4－4 複数の企業や大学が参画して研究の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。

人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規程等で定められた単価を用いてください。

問 4－5 補助員であっても研究の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

補助員は、研究のために雇ったアルバイトであり、出張することは想定していません。しかし、研究コンソーシアム構成員の規程等で補助員の出張等が認められている場合、特段の事情があれば認められることもあります。

問 4－6 市販化されている機械を導入する場合も、研究費の対象となるか。

コア技術等と併せて導入し、新たな生産方式の導入や着実な効果の発揮に必要な機械と認められる場合には、市販化されているスマート農業機械の導入についても、研究に必要な経費として併せて計上することができます。

その際、レンタルやリースでの導入が可能な場合には、機械の購入ではなく、これらの方法により導入してください。

なお、農業機械の導入に当たっては、スマート農業機械ではないものについては、計上できません。

問 4－7 2年目に新たに機械を導入することは可能か。

2年間の限られた期間で、現地での検証を行うため、機械・備品費については、原則、初年度に計上の上、該当する機械・備品を導入してください。

問 4－8 スマート農業機械以外の機器（例：スマート農業機械の運搬用トラック等）について、研究に必要不可欠なものは、レンタル、リースでの調達が認められるか。

スマート農機の運搬用トラックをレンタルやリースにて調達していただくことは可能ですが、研究実施期間中、研究に必要な経費に限って計上が可能です。なお、研究実施期間以外は自己負担になりますので、御留意ください。

問 4－9 機械の安全走行など、研究に伴うリスクに備えるための経費は計上可能か。

本事業に係る損害賠償保険、傷害保険、車両保険、動産保険等は、必要に応じて個別に保険引受け社と契約いただく必要があります。これらの保険料については、雑役務費に計上可能です。

なお、保険料は、研究実施期間内についてのみ計上可能です。研究実施期間外の保険料は計上することはできませんので、保険の契約期間に応じて日割り・月割りにより、保険料を計上してください。保険未加入の事故等によりスマート農業機械等を破損、紛失した場合は、予算の範囲内で修理、再調達等を行っていただくことになります。

問 4－10 システムの導入費や改良費は、研究費の対象となるか。

コア技術と併せて導入し、新たな生産方式の導入や着実な効果の発揮に必要と認められる場合には、システムの導入や改良費についても、研究に必要な経費として併せて計上することができます。

問4-11 自社製品を基に改造を加えるが、どのように予算計上すれば良いか。

ベースとなる機械については機械・備品費、改造に必要な材料等は消耗品費での計上が可能です。また、作業を行う者的人件費の計上も可能です。ただし、自社製品を経費計上する場合には、利益排除額（製造原価及び諸経費のみ）を計上してください。

問4-12 共同研究機関（研究コンソーシアム）以外のメーカーから機械を購入する場合、利益排除は必要か。

利益排除を行う必要があるのは、自社及びコンソーシアム内の共同研究機関の製品を購入する場合、また、それらと資本関係のある会社（コンソーシアム内外に関わらず、孫会社等を含む。）の製品を導入する場合（いずれの場合も販売代理店を経由するケースを含む。）です。

問4-13 研究費を用いて園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。

本事業では、新たに園芸ハウスや畜舎等を建設することは想定していませんので、研究費の対象外となります。

問4-14 既存設備等の改良・改造は、研究費の対象となるのか。

研究のための要素技術として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

なお、改良・改造を行った設備等は、研究終了までに原状回復していただくか、農研機構との契約に基づき、研究の目的で継続使用していただきます。具体的には個別にご相談ください。

問4-15 事業を行うための土地改良に係る経費は、研究費の対象となるか。

技術体系を研究するほ場は、研究コンソーシアムで用意していただくことを想定しており、原則として土地改良の経費は対象とはなりません。

（水管理システムを導入する際の升の設置などはあり得ますが、事業終了後の取扱いを予め定めておく必要があります。）

問4-16 研究で必要となる農業生産費は、研究費の対象となるのか。

研究を行うほ場の農産物が生産者に帰属する場合、新たな生産方式の導入に関わらず発生する農業生産費（人件費、種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費等）は計上できません。

問4-17 機械収穫に適した品種への転換に伴い発生する種苗費を研究費に計上することはできるか。

生産物を販売する場合において、種苗費についても、新たな生産方式の導入に関わらず発生する費用ですので、計上できません。

問4-18 研究課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

本事業は、コンソーシアム方式による事業であることからコンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。当該研究を直接行う機関が最初からコンソーシアムに参画していただく必要があります。

単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

問4-19 新たな生産方式の導入に伴う経営上のリスクに対応するため、生産者への収入補填を研究費に計上することは可能か。

収入補填に係る経費を計上することはできません。

作物生産に係る経費の計上については、次の2つのパターンが考えられます。

① 生産物を販売する場合

生産活動に要する資材費等の経費については、原則、計上できません。一方、関連データの収集等、通常の営農活動に加えて対応する業務に対する対価や生産方式の転換に伴い掛かり増す経費については、計上可能です。

② 生産物の販売を行わない場合（公的研究機関がほ場を借り上げて研究する場合）

ほ場の借り上げ費や生産活動に要する資材費等の経費について、計上可能です。

問4-20 採択された場合、研究費はいつ支給されるのか。（概算払はあるのか。）

農研機構とコンソーシアムが委託契約を締結する際、契約書には1年分の支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことにより概算払が可能となります。

支払時期は、契約締結後、概算払請求書を提出いただいた日から同日の属する月の翌月の末日までにお支払いします。

問4-21 一般管理費は試験研究費の15%以内となっているが、これは研究コンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

研究コンソーシアム全体で15%以内としていただく必要があります。研究コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意ください。

問4-22 一般管理費は税込みで15%までか。

一般管理費として計上できるのは、税込みで試験研究費の15%までとなっています。なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

問4-23 資金の流れ（会計報告等の事務手続）はどうなるのか。

研究費は、委託費として農研機構から代表機関に配分されます。代表機関は、経理統括責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続を行ってください。

問4-24 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。

本事業の研究費は、補助金ではなく委託費のため、圧縮記帳はできません。

【事業への応募について】

問5－1 「スマート農業技術開発・供給加速化対策」の他事業と重複して応募することは可能か。

事業ごとに目的が異なるため、同一内容の取組について、複数の事業に重複して申請することは事業の趣旨に合致しないと考えます。

問5－2 公募対象の研究テーマに合致しない研究は応募できないということか。

重点開発目標に沿った技術の開発・供給を促進するため、重点開発目標で示した営農類型別に公募対象となる研究テーマを設定しています。研究テーマにおいて例示した技術を必ず含める必要はありませんが、研究テーマに合致しない研究は、応募対象外となります。

問5－3 公募要領「3 研究内容・目標」において、「生産工程全体に係る労働時間の削減目標」を設定する必要があるが、生産工程全体とは、どこからどこまでの工程を指すのか。

ほ場等の準備段階から作物等の出荷までの工程を想定しています。なお、目標設定に当たり、必要なデータの把握が困難な場合には、研究課題提案書の2の「目標値設定の考え方」欄において、その旨記載するとともに、目標設定の対象とした工程を明示してください。

問5－4 スマート農業技術を導入する経営体において、既に様々な取組を通じて労働時間の削減が図られている場合、労働時間が大きく削減されるような目標値を設定することが困難だが、現状値は、どのように設定すればよいか。

本事業においては、慣行区と検証区との比較によりスマート農業技術の導入効果を検証することにしており、原則として、慣行区における労働時間を現状値として設定ください。

なお、地域における慣行の労働時間と比較して、既に当該経営体の労働時間が著しく低い場合においては、その旨、研究課題提案書の「2. 研究課題の目標」における「目標値設定の考え方」欄に記載してください。

問5－5 申請時までに、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、実施体制や技術体系の内容等、研究計画について関係者が合意し、採択され次第、研究に着手できる状況にしてください。

問5－6 e-Rad は研究に参画する者全員が登録する必要があるのか。

公募要領別紙3に示すように、研究費の配分を受ける以下の条件に合致する者は、すべて登録する必要があります。一般に研究活動を行わない生産者等も、予算配分を受ける場合は研究者として登録が必要です。

- ① 機関内又は農業経営の中で研究試験の監督者又は責任者
(研究代表者、進行管理役、研究農場での監督者などの立場にある者)
- ② 研究試験に必要な物品や役務（※）を選ぶ権限を持つ人、取引行為の担当者
※ 役務には研究試験の対象となるICT機器の修繕費などが含まれます。
- ③ 補助員（研究試験のために雇った記録係などのアルバイト）の管理者
- ④ 研究試験の調査や会議のために出張する者
- ⑤ 人件費を研究費から支出される者（補助員、公的機関などを除く。）
- ⑥ その他、委託契約書や契約の手引きなどで研究者登録が必要とされている者

なお、農業法人については、人件費の支給がなければ研究担当者全員を登録する必要はありません。

問5－7 生産者に予算を配分しない場合でもe-Radの登録は必要か。

生産者に予算を配分しない場合は、e-Radへの登録は不要です。ただし、生産者が研究代表者となる場合は、登録が必要です。

問5－8 e-Radに個人として登録するにはどうすればよいか。

機関に所属する個人ごとの登録は機関で行います。研究機関としての登録後、機関のIDを入手してからWeb上の操作を行います。

機関に所属しない個人ごとの登録はそれぞれWebから行います（<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>）。「新規登録の方法」にある「研究機関に所属していない場合」から、「研究者登録申請書」をダウンロードして書類を作成の上、e-Rad運用担当宛てに提出してください。登録申請の手続には2週間ほどかかる場合がありますので、応募予定者は早急に手続をしてください。

e-Rad登録方法に関する詳細は、e-Radポータルサイト「お問い合わせの方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)からお問い合わせください。

問5－9 応募期限までにe-Radの登録ができない場合には、応募申請できないのか。

申請時までにe-Rad登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad上は代表機関に研究費を計上（上乗せ）して申請してください。ただし、代表機関のe-Rad登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員のe-Rad登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には構成員として記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、研究課題の登録内容を修正していただく必要があります。登録（修正）されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません。

問5-10 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

既に登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問5-11 新たに研究コンソーシアムを組織する場合には、当該コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関を e-Rad に研究機関として登録します。

問5-12 e-Rad において応募する際に、提出が必要な書類は何か。

応募の際に提出していただく書類は、「研究課題提案書」になります。「AI・データ契約 GL チェックリスト」につきましては、応募の際にご提出いただく必要はありませんが、実績報告の際に提出していただき、確認をさせていただきます。

なお、e-Rad において応募書類のアップロードをした後、研究代表者に締切時間までに「承認」の処理をしていただく必要があります。承認の処理後、e-Rad の状態が「配分機関処理中」の状態になっているか、御確認ください。

また、e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は 10MB となりますので、ご注意ください。

応募の締切に遅れた場合は、いかなる理由であっても e-Rad のシステム上、受け付けられませんので、十分ご注意ください。

【審査・採択・契約について】

問 6－1 審査から採択までどのようなスケジュールか。

令和7年12月26日（金）から令和8年2月13日（金）12:00（厳守）まで公募を行い、審査委員による書面審査を経て3月下旬に委託予定先を決定する予定です。

問 6－2 審査の加点項目となっている「将来像が明確化された地域計画」とは、どのような地域計画を指すのか。

以下の（1）及び（2）の要件を満たす地域計画を指します。

（1）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

- ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。
- イ 目標集積率は8割以上であること。

ただし、都府県にあたっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

（2）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

- ア 農業地域類型が都市型地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること
- イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること

問 6－3 研究課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

委託契約は、事業実施主体である農研機構とコンソーシアムの代表機関との間で行うことになります。なお、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該機関との間で行うことになります。

問 6－4 農研機構や専門POからの指導には必ず従わなければならないのか。

農研機構からの指導は事業を円滑に実施するために、また専門POからの指導は研究を効率的に推進するために必要な専門家としてのアドバイスですので、普段から積極的にコミュニケーションをとるよう意識し、指導は可能な限り受け入れるようにしてください。

【事業終了後について】

問 7－1 本事業で得られた成果の所有権（特許権等）はどこにあるのか。

成果に係る知的財産権が得られた場合、日本バイ・ドール条項（産業技術力強化法第17条）に基づき、原則、確認書の提出など一定の手続を行っていただいた上で、委託先（技術を開発した者）に帰属することとなります。

なお、帰属する特許の取扱いについては、あらかじめコンソーシアムの構成員間で協定等を締結しておく必要があります。

問 7－2 本事業によりとりまとめた「スマート農業技術導入・運用手順書」は、農研機構とコンソーシアムとの共同成果となるのか。

本事業による成果は、コンソーシアムの成果として発表いただくこととしております。また、農研機構のホームページにも掲載し、他の産地において同様の技術を導入する際の参考となるよう周知していくこととしております。

問 7－3 目標が達成できない場合は、研究費を返還しなければならないのか。

研究成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由がコンソーシアムの準備が十分でなかつたり、試験に対する善良な管理義務を果たさなかつたりすることに起因して、試験そのものが十分にできなかつた場合などは、返還を求めることがあります。

問 7－4 事業終了後、本事業により導入した機械の取扱いはどのようになるのか。

研究機関終了時に、コンソーシアムの構成員から農研機構に返還していただくことになります。ただし、研究目的で継続使用を希望される場合は、農研機構との間で必要な手続（継続使用申請・許可）を行い、手順書に係るデータ提出や把握データを基にした手順書の更新を要件に無償での継続使用を可能とします。なお、この場合、所有権は、当該機関を保有する構成員に帰属することとなり、税金等の支払いは、研究期間中と同様に構成員の負担となりますので、御留意ください。

問 7－5 作成した「スマート農業技術導入・運用手順書」について、研究終了後、技術の改善や新たな知見の蓄積等があった場合に、更新する必要はあるのか。

本事業は、手順書の作成に係る研究委託事業であるため、作成後の更新までは必須とていません。ただし、事業終了後も継続して研究費で購入した機械の使用を希望する場合には、SOPに係るデータ提出や把握データを基にしたSOPの更新を求ることとしています。